

**JTU** きょうと教組  
日本教職員組合  
**NEWS LETTER**

2021年5月15日発行 No.150  
京都府教職員組合 小鍛冶 啓  
Kyoto School Staff Union  
Tel:075-252-6771  
Fax:075-252-6772  
<http://kyoto-union.net>



## 2021 職場アンケート

# みなさんの声を 届けてください



きょうと教組は、組合員のみなさん一人ひとりの声を聞くことを大切に組合活動を進めていくため、今年度まずは「職場アンケート」に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症拡大がまだ収束せず、今年度も学校現場は混沌とした状況の中で新年度をむかえました。「子どもたちにとって何がよいのか?」「コロナ感染対策をしながらの日々の教育活動で何が必要か?」「問題は何か?」「コロナ禍での働き方改革は?」さまざまなことを考え、迷いながらも待たなしの現場の中で日々を過ごしておられると思います。

現在進行形の現場の状況、課題、問題点はもちろんのこと、これからの「学校」を考えたときに大切にしなければならないことなど、みなさんから届けられた現場の声を元に、職場環境の改善、学校現場での教育課題の改善をめざし、まずは6月に京都府教育委員会、京都市教育委員会に対し「賃金・労働条件の改善ならびに教育諸課題に関する要求書」を提出しその後の交渉に臨みます。アンケートの取り組み、よろしくをお願いします。

## アンケート実施期間

5月31日(月)まで

(5月31日以降も伝えたいこと、相談したいこと、お困りのことなどお気軽に書記局までご連絡ください)

\*アンケートはこのニュースレター発送時に同封しています。同封の封筒で返送してください。

## 《京都市教育委員会》



## 休暇制度が見直されました

「育児部分休業+年次休暇(年休) < 7時間 45分」が可能になりました(詳細下記)

- 1 育児部分休業、妊娠通院緩和休務、育児部分休務及び介護時間（以下「部分休業等」とします）と他の休業等との連続取得ができるようになりました

昨年度までは部分休業等と1時間を単位とする年次休暇等を連続して取得することはできず、部分休業を取り消して年休としていましたが、今年度4月1日からは下記の場合を除いて取得できることになりました

- ア 育児部分休業、育児部分休務及び介護時間について、年次休暇を取得することにより勤務する時間の全部を勤務しないことになる場合
- イ 妊娠通院緩和休務について、年次休暇を1時間を超えて取得する場合

- 2 育児に関わる事由により、1時間を単位として受け取ることができる年次休暇の対象となる子の範囲が拡大されました

昨年までは「小学校就学の始期に達するまでの子」が対象でしたが、今年度4月1日からは「満9歳に達する日の属する学年の終わりまでの子」まで対象が拡大されました。

- 3 1時間を単位として承認が受けられる病気休務の事由が拡大されました

前年度まで承認されていた〈人工透析・C型肝炎に係るインターフェロン治療・抗がん剤治療・がんに係る放射線治療・腹水症に係る穿刺又は腹水濾過濃縮再静注方による治療〉に加えて〈障害のある教職員がその障害に起因する医療行為として行われるリハビリテーションを受ける必要がある場合〉も1日、半日又は1時間を単位として病気休務の承認を受けることができるようになり、きょうと教組が市教委に対して要求してきたことが実現する形となりました。

古賀 こが  
ちかげ

子ども 暮らし 平和



twitter

古賀ちかげ@kogachikage

両親のワクチンの予約をしました。

電話は繋がりません。スマホでQRコードより予約です。両親、同じ病院の同じ時間帯にと思いますが、次々と予約が入り取れません。30分後にやっと取れ6月です。

高齢者の皆さん、大丈夫でしたか!?6月8日までに1回目の接種を、と書かれていますが、厳しい気がします。